

中国電力企業倫理綱領

I. 目的

「エネルギーグループ企業行動憲章」で掲げる行動原則【コンプライアンス経営の推進：法令・ルールはもとより、その背景にある倫理や道徳を含む社会的な規範を遵守し、3つの行動（良識に照らす・率直に話す・積極的に正す）を実践します。】を徹底するため、「中国電力企業倫理綱領」を定める。

II. 役員の責務

1. 基本姿勢

役員は、コンプライアンス経営の推進が自らの役割であることを自覚し、「III. 社員行動規範」を率先垂範することはもとより、より高い倫理観と高潔さをもって経営にあたる。

2. 社内体制の整備

役員は、本綱領を周知し、社員全員がその精神を実践するよう徹底するとともに、実効ある社内体制の整備と点検を行う。

3. 違反行為発生時の対応

本綱領に反するような事態が発生した場合は、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、原因の究明と再発防止を図る。

また、迅速かつ確かな情報の公開により説明責任を果たすとともに、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

III. 社員行動規範

1. 基本的心構え

社員は、電気事業の公益性および中国電力社員としての使命と誇りを自覚し、社員就業規則に定める服務規定を遵守するとともに、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 社員は、エネルギーグループ企業行動憲章を十分認識し、地域社会との信頼関係構築に努める。
- (2) 社員は、法令等の遵守のみならず、社会的良識をもって公正・誠実に行動する。
- (3) 社員は、職場の内外を問わず人権を尊重し、節度ある行動に努める。

2. お客さま対応にあたっての行動規範

社員は、お客さまに信頼していただくため、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) お客さまには、誠意をもって対応し、言葉遣いや身だしなみ等お客さまに不快感を与えることのないよう接する。
- (2) 社員は、信義を重んじ、お客さまとの約束を誠実に履行する。また、サービス内容等について不当な取り決めや不公正な行為はしない。
- (3) お客さまとの取引にあたっては、お客さまのニーズを的確に把握し、十分な説明を行い、理解と納得を得た上で取引する。
- (4) お客さまからのお申し出に対しては、迅速かつ誠実に対応する。
- (5) お客さま情報の収集は、事業の範囲内において適法かつ公正な手段で行うとともに、情報が漏洩しないよう厳正に管理する。

3. 株主・投資家対応にあたっての行動規範

社員は、株主・投資家のご期待にこたえるため、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 株主・投資家から評価・選択していただけるよう、適時・適切な企業情報の開示に努める。
- (2) 株主・投資家への不当な利益供与は絶対に行わない。また、株主・投資家からの不当な利益供与の要求には一切応じない。
- (3) 「インサイダー取引防止規程」を遵守し、株主・投資家の信頼を損なう行為はしない。
- (4) 株主情報が漏洩しないよう厳正に管理する。

4. 取引先等対応にあたっての行動規範

社員は、国内外を問わず、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 政治・行政、取引先等と健全かつ正常な関係を構築する。
- (2) 公務員に対し、不正な利益供与等を行わない。
- (3) 取引先等に対し、社会通念上儀礼の範囲を超える贈与や接待等を行ってはならず、またこれらを受けてはならない。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 職場における行動規範

社員は、職場秩序維持のため、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 業務遂行上関連する法令のみならず規程、準則等の社内ルールを遵守する。
- (2) いかなる場合であっても、事実の隠ぺいや虚偽の報告を行わない。
- (3) 業務上知り得た情報を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 社員はお互いの人格・個性を尊重し、働きやすい環境づくりに努める。
- (5) 社員間といえども、職場内における多額の金銭貸借や商行為等の節度を外れる行為はしない。

6. 社会人としての行動規範

社員は、私生活においても、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 法令はもとより、社会一般のルールの遵守等、常に社会人としてのモラルに従って行動する。
- (2) 品位と節度ある行動を旨とし、いかなる場合においても会社の信用を失墜させるような言動はしない。
- (3) 自己の支払能力を超える借財等により自己破産に至るなど、業務に専念できなくなるようなことはしない。
- (4) 会社への届け出なしに他の会社・団体の役員になり、または、自己もしくは他人の営業に従事してはならない。